

関係団体の皆様

お世話になっております。

新型コロナ等の対策関係で、先月末から、農林水産省からメールや郵送で複数の周知依頼が来ておりますので、

まとめて、送付いたします。会員の皆様への周知をお願いいたします。

1. 地方税の徴収猶予の特例

例 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

2. 国税の納税猶予の特例

例 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

3. 社会保険料の猶予等に

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

4. 労働基準監督署への電子申請の利用促進

<https://www.oki-shokoren.or.jp/images/uploads/⑨労働基準監督署への届出等の電子申請について.pdf>

5. 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の開始（今までは政府系金融機関のみ、コーヒ一業界も対象となります。）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

6. 未利用食品のフードバンク等への寄付等について

7. 福島で生産された商品（コメ、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ひらめ）の販売不振に伴う指導・助言の公文書。

（本通知は実態調査結果やパンフレット等が大量にあり、当方との関係性が低いと判断し本メールでは参考資料は送付しませんが、資料を確認したい方は当方までご連絡いただければ、送付いたします（郵送になるかもしれません）。）



お知らせ

令和2年4月30日更新

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

地方税法の改正（納税者等への影響緩和を図るための措置）

令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布され、原則として同日施行されました。

- ・ 法律概要
- ・ 参考資料

【国税における各種対応】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国税における対応についてはこちら（財務省HPへリンク）

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

【徴収猶予の特例】

- ・ 徴収猶予の特例制度について（リーフレット）
- ・ 徴収猶予の特例申請書ひな形
- ・ 徴収猶予の特例申請書の記入例

※ 実際の申請にあたっては各地方公共団体の様式をご使用ください。

【徴収猶予の電子申請】

- ・ 詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

【既存の徴収猶予の柔軟な運用】

- ・ 既存の徴収猶予について（リーフレット）

地方団体の税務担当者へ

【徴収猶予の特例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて(令和2年4月30日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の様式について(令和2年4月30日) 

【徴収猶予の電子申請】

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例(案)における電子申請について(令和2年4月27日) 
詳しくはeLTAXのホームページ  をご覧ください。

【窓口の混雑緩和について】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの窓口混雑緩和のための方策について(令和2年4月23日) 

【既存の徴収猶予の柔軟な運用】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について(令和2年4月1日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について(令和2年3月18日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度の周知について(令和2年3月18日) 

【個人住民税】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて(令和2年4月6日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について(令和2年3月6日) 
(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長状況とりまとめ )
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について(令和2年2月27日) 

【法人課税】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて(法人課税関係)(令和2年4月21日) 

【車体課税】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割の課税上の取扱いについて(令和2年3月25日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて(令和2年3月25日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの自動車税及び軽自動車税に係る申告期限等の延長について(令和2年3月17日) 

【国民健康保険税】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について(令和2年4
月8日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者
医療制度及び介護保険に係る保険料(税)賦課(課税)等の取扱いにつ
いて(令和2年3月31日) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者
医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて(令和2年3月10日)


新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置(令和2年 4月7日閣議決定)について

- ・ 概要 
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)に
ついて(令和2年4月7日)(地方団体あて通知) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)に
関する周知広報について(令和2年4月8日一部修正)(地方団体あて通
知) 
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合にお
ける国税の取扱いに関する周知広報について(令和2年4月27日)(地方
団体あて通知) 

連絡先

総務省自治税務局

納税猶予について

企画課

電話:03-5253-5658

FAX:03-5253-5659

都道府県税について

都道府県税課

電話:03-5253-5664

FAX:03-5253-5666

市町村税について

市町村税課

電話:03-5253-5669

FAX:03-5253-5657

固定資産税について
固定資産税課
電話:03-5253-5674
FAX:03-5253-5676

法人番号2000012020001 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話03-5253-5111(代表)【[所在地図](#)】
© 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙▼](#)[刊行物等▼](#)[法令等▼](#)[お知らせ▼](#)[国税庁等について▼](#)[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

詳しくは、「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」をご覧ください。

欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となりました。

詳しくは、「[欠損金の繰戻しによる還付制度の特例のリーフレット（PDF/613KB）](#)」をご覧ください。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えられました。

詳しくは、「[テレワーク等のための中小企業の設備投資税制のリーフレット（PDF/628KB）](#)」をご覧ください。

中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

詳しくは、「[文化庁ホームページ（文化庁ホームページヘルリンク、別ウィンドウ）](#)」をご確認ください。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越し
いただくことなく、**電子政府の総合窓口「e-Gov」**から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口
での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	●時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ●就業規則の届出 ●1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請 など	●最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、
電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行
に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略すること
ができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、
36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申
請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

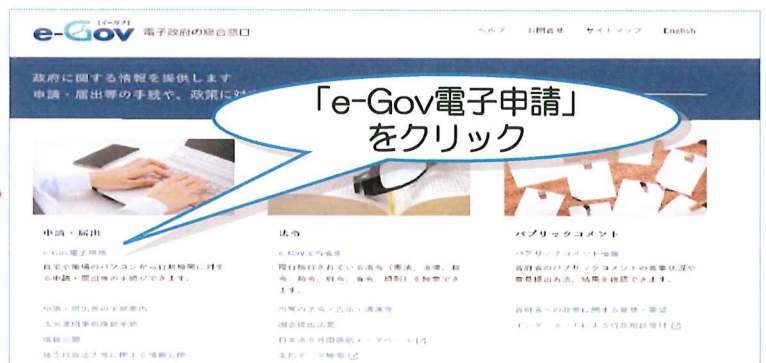
電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」
>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」



民間金融機関において実質無利子・無担保融資を開始します

連休中の金融機関の対応状況も併せて公表します

2020年5月1日

▶ 中小企業・地域経済産業

【2020年5月5日発表資料差し替え】「別紙3:ゴールデンウィーク期間中の金融機関の融資相談窓口について」につきまして、一部の機種においてURLを閲覧できない問題が生じたため、差し替えました。

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置を強化するため、信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を可能とします。融資に際しては、民間金融機関においてワンストップで手続きを行うことを可能とすることで、迅速な資金繰り支援を推進します。

1. 民間金融機関での実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資の開始

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業者への資金繰り支援を強化するため、経済産業省では、信用保証制度を利用した都道府県等による制度融資に対し補助を行うことで、民間金融機関においても、実質[※]無利子・無担保・据置最大5年の融資を可能とします。あわせて、信用保証料を半額又はゼロとします。また、民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減します。本制度に基づく融資に関しては、金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進します。

本制度は、本日(5月1日)より順次各都道府県等にて開始します。ゴールデンウィーク期間中も金融機関では一部の店舗を開いて相談に対応しておりますので、別紙3記載の各金融機関のホームページをご参照のうえ、事業者の方は、お取引のある又はお近くの金融機関にお問合せください。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象者の要件

以下の売上減少の要件を満たし、セーフティネット保証4号・5号[※]、危機関連保証いずれかの認定を受けていること

	売上高 ▲5%	売上高 ▲15%
個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料・金利ゼロ	
小・中規模事業者(上記除く)	保証料1/2	保証料・金利ゼロ

※セーフティネット保証5号の業種については、5月1日をもって全業種を指定

その他の要件

据置期間等

最大5年・無担保(経営者保証は原則非徴求)

融資上限額

3000万円

補助期間

保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間

2. セーフティネット保証・危機関連保証の認定書に係る有効期限の延長

多数の中小企業者が本制度を利用することが見込まれ、認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

関連資料

- [別紙1:民間金融機関における実質無利子・無担保制度の概要\(PDF形式:391KB\)](#) 
- [別紙2:金融機関によるワンストップ手続きのイメージ\(PDF形式:130KB\)](#) 
- [別紙3:ゴールデンウィーク期間中の金融機関の融資相談窓口について\(PDF形式:420KB\)](#) 
- [今後の事業者の資金繰り支援について\(令和2年4月27日付 麻生財務大臣兼金融担当大臣談話、梶山経済産業大臣談話\)\(PDF形式:128KB\)](#) 

担当

中小企業 金融・給付金相談窓口

電話:0570-783183

-  [Get Adobe Acrobat Reader](#) [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#) 

事 務 連 絡
令和2年5月1日

農林水産・食品関連団体 各位

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

新型コロナウイルス感染症の影響で発生する未利用食品の活用促進について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産・食品関連事業者の皆様に対しまして、農林水産省では、今般成立しました補正予算の活用等により支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、そのような中で、活用する予定であった食品が未利用となり、再販売も困難な場合には、フードバンクへの寄附を行い、必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供することにより、食品としての有効活用が図られます。

このような取組を更に推進するため、農林水産省では、

- ・未利用食品の販売を促進するビジネスに係る情報の省ウェブサイトへの掲載
(ウェブサイトを活用した実需者への販売等 9 件のビジネスを掲載。)
 - ・未利用食品についてのフードバンクへの情報提供
(農林水産省が更に幅広く未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに情報提供。
本取組を通じて 30 件 (約 7.5 トン) の食品がフードバンクに提供されました。)
 - ・学校給食の休止に伴い発生する未利用食品の有効活用に対する支援
(当該未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送費、飼料や肥料等に再生利用する際の輸配送費・処理費を支援。令和2年4月以降の休校によるものも対象。)
- に取り組むこととし、4月30日付けでプレスリリース(別紙及び参考1)を行いました。

また、消費者庁においては、「緊急事態宣言下での食品ロス削減の工夫」として、民間事業者等が収集したテイクアウト店舗やインターネット販売等の情報をまとめたポータルサイトとして開設し、消費者への呼びかけも進めています(参考2)。

つきましては、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：岸田、三浦、高野

電話：03-6744-2066

(参考1) 令和2年4月30日付農林水産省プレスリリースはこちらからも御確認いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200430.html>



〈未利用食品の販売を促進するビジネスに関することはこちらから〉

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html



〈フードバンクに関することはこちらから〉

※全国のフードバンクに未利用食品の情報を発信したい場合、「学校給食の休止に伴い発生する未利用食品の有効活用に対する支援」を活用したい場合は、以下のリンクから詳細を御確認ください。

※全国のフードバンクの一覧（各フードバンクの取扱品目、連絡先等）も掲載しています。

現在の活動状況など詳細については、個別に、フードバンクにお問合せください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



(参考2) 消費者庁「緊急事態宣言下での食品ロス削減の工夫」はこちらから御確認ください。

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>





新型コロナウイルス感染症の影響で発生する未利用食品の活用促進について～新たな販路の確保やフードバンクへの寄附の推進～

農林水産省では、新型コロナウイルス感染症の影響で発生する未利用食品について、新たな販路の確保やフードバンクへの寄附を通じて、食品として有効活用する取組を推進しています。現在の感染症に係る情勢等を踏まえ、これらの取組を更に幅広く展開します。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に伴う、学校の休校、外出自粛、イベントの中止、飲食店の休止・営業時間短縮等の影響により、食品のサプライチェーンの様々な場面で、未利用食品（※）が発生しています。

※以下、「未利用食品」とは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生するものを指します。

これらの未利用食品については、まずは新たな販路を確保して売り切ること、そして、販売が困難な場合には、フードバンクへの寄附を行い、必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供することにより、食品としての有効活用が図られます。

このような取組を推進するため、農林水産省では、これまで、

- ・食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供
 - ・学校給食の休止に伴い発生した未利用食品の新たな販路の確保に向けたマッチングやフードバンクへの寄附等に対する支援
- に取り組んできました。

現在の感染症に係る情勢等に伴い、未利用食品の更なる発生が見込まれることから、これら未利用食品を食品として有効活用する取組を更に幅広く展開します。

2. 更なる取組の内容

A. 未利用食品の販売を促進するビジネスの活用推進

(1) 【御活用ください】未利用食品の販売を促進するビジネスの情報の掲載

今般、新たに、未利用食品の販売（フードシェアリング）を促進するビジネス9件の情報をとりまとめ、農林水産省ホームページに掲載しました。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html

各ビジネスにおいて、新型コロナウイルス感染症対策による影響も踏まえ、ビジネスの対象範囲の拡大（新規メニューの追加等）、利用条件の変更（利用料の減免等）、積極的な相談対応等を実施しています。

未利用食品の販路を確保したい食品関連事業者や、未利用食品を積極的に購入したい消費者におかれましては、ぜひ、本情報を御活用ください。

未利用食品の販売を促進するビジネスの一覧

	ビジネス名	運営企業名
1	食品原料WEBマッチングサービス「シェアシマ」	ICS-net株式会社
2	食品ロス削減を目指すサービス「ecobuy」	株式会社NTTドコモ
3	社会貢献型フードシェアリングプラットフォーム「KURADASHI.jp」	株式会社クラダシ
4	temite	Creation City Lab株式会社
5	フードシェアリングサービス「TABETE」	株式会社コークッキング
6	Otameshi	株式会社SynaBiz
7	ロスゼロ	株式会社ビューティフルスマイル
8	No Food Loss	みなとく株式会社
9	割引・特売・詰め放題ショッピングサービス「Render」	Render株式会社

※農林水産省では、食品ロス削減に効果的な新たな民間ビジネスとして、ICTやAI等を活用した未利用食品の販売や食品の需要予測の取組等を募集し、本年2月に応募者の一覧を農林水産省ホームページに掲載しました。今回は、このうち「未利用食品の販売」に取り組む者であって、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売を促進するビジネスに該当すると回答した者に再度取組内容を確認して、その情報を掲載したものです。

※掲載された取組内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって変わる可能性があります。詳しくは、各企業に直接お問い合わせください。

(2)【募集します】未利用食品の販売を促進するビジネス

今回掲載したビジネス以外に、未利用食品の販売（フードシェアリング）を促進するビジネスについて、農林水産省ホームページへの掲載を希望する企業を募集します。掲載を希望する方は、応募様式（別添）に記載のうえ、以下の【提出先メールアドレス】まで提出してください。

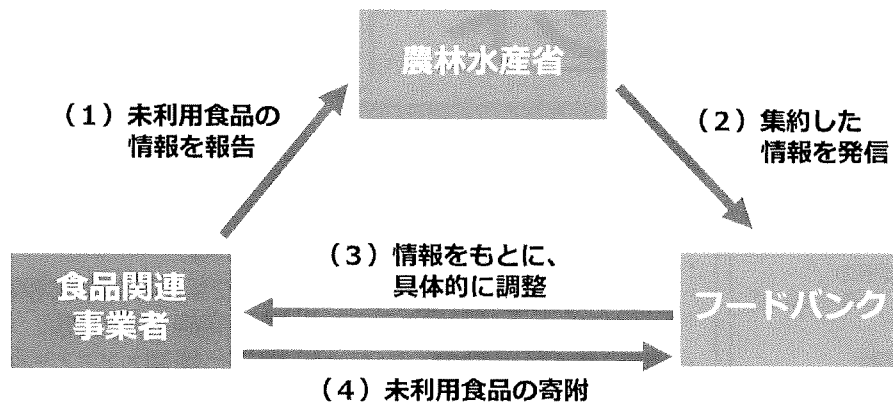
【提出先メールアドレス：loss-non@maff.go.jp】

応募いただいたビジネスは、趣旨に沿うものか、不適切な内容が記載されていないか等を確認の上で農林水産省にて掲載の可否を判断します。

■ B. 未利用食品についてのフードバンクへの情報提供の推進

イベントや学校給食で活用する予定であった未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに一斉に発信する取組を行っています。

【未利用食品についてのフードバンクへの情報提供の流れ】



この情報発信は令和2年3月4日に開始し、これまでに30件（計約7.5トン）の未利用食品が、フードバンクに寄附されました（4月24日時点）。

現在の感染症の情勢も踏まえ、イベントや学校給食の休止に伴い発生する未利用食品のみならず、飲食店の休止・時間短縮、観光客・インバウンドの減少など新型コロナウイルス感染症対策の影響により発生する全ての未利用食品を対象に、引き続き、実施していきます。

フードバンクへの未利用食品の寄附を希望する食品関連事業者は、農林水産省に情報を登録してください。

毎日（※）、登録のあった未利用食品の情報を一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

（※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

登録方法等の詳細については、以下のリンク先を御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

■ C. 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業の継続実施

学校給食の休止に伴い発生する未利用食品の有効活用を図るため、食品関連事業者等に対して、

（ア）フードバンクに寄附する際の輸配送費

（イ）再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援しています。

令和2年3月の全国一斉の臨時休校によるものに加えて、今般新たに、令和2年4月以降の休校等（※）により発生する未利用食品も支援対象としました。

（※）文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に基づき実施される臨時休業や学校運営上の工夫

取組のポイントは、以下のとおりです。

事業内容等の詳細については、以下のリンク先を御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

4つのポイント

新型コロナウイルス感染症による
休校に伴い発生した
学校給食用の未利用食品について、
①フードバンクへの寄附
②飼料や肥料等への再生利用
を支援します

誰が対象？

休校により学校給食用の
未利用食品が発生した者であれば、

- ・食品関連事業者
（製造、卸、小売、外食）
- ・農林漁業者
- ・学校設置者
- ・学校給食会

など幅広く対象となります。

※詳細は、実施要綱やQAを御確認いた
だくか、お問合せください。

いつの取組が 対象？

・令和2年3月の
全国一斉の臨時休校

又は

・令和2年4月以降の
臨時休校等

により発生する
学校給食用の未利用食品を対象に、

令和2年2月27日～5月29日
に実施される取組

が対象です。

これから行う取組 だけが対象？

令和2年2月27日以降に、
既に実施した取組について、
後から申請することも可能
です。

※ただし、輸配送費の支出額等が
わかる根拠書類などが必要です。

何にいくら 支援されるの？

- ①フードバンクへの寄附の場合、**輸配送費**（重量に応じて車両の唐車7,000円/トン又は配送便70円/kg）を支援
②飼料や肥料等への再生利用の場合、**輸配送費**（重量に応じて7,000円/トン） + **処理費**（同32円/kg）を支援

■ その他（留意点）

上記のA. からC. の取組に係る食品関連事業者及びその未利用食品、フードバンク、企業・ビジネス等について農林水産省が保証するものではありません。また、これらの取組を通じた個別の取引やトラブルについて、農林水産省は一切関与しません。

〈添付資料〉

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売を促進するビジネス（令和2年4月30日時点）
- ・【応募様式】新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売促進を図るビジネス
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの情報提供の結果について（令和2年4月24日時点）

【お問合せ先】

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業
環境対策室

担当者：野島、岸田、三浦、高野

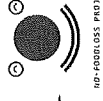
代表：03-3502-8111（内線4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

FAX：03-6738-6552

新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売を促進するビジネス（令和2年4月30日時点）

食品ロスの発生防止に つなげるのん



・農林水産省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売を促進するビジネスをとりまとめました。

・未利用食品の販路を確保したい食品関連事業者や、未利用食品を積極的に購入したい消費者におかれましては、ぜひ、本情報を御活用ください。

(注1) 農林水産省では、食品ロス削減に効果的な新たな民間ビジネスとして、ICTやAI等を活用した未利用食品の販売や食品の需要予測の取組等を募集し、本年2月に応募者の一覧を農林水産省ホームページに掲載しました。
今回は、このうち「未利用食品の販売」に取り組む者であって、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売を促進するビジネスに該当すると回答した者に再度取組内容を確認して、その情報を掲載したものです。

(注2) 掲載された取組内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によって変わる可能性があります。詳しくは、各企業に直接お問い合わせください。

(注3) 掲載しているビジネスについては農林水産省が保証するものではありません。また、これらのビジネスを通じた個別の取引やトラブルについては、農林水産省は一切関与しません。

企業名 (所在地)	ビジネス名	ビジネスの概要	本ビジネスの活用を 想定している業種	対象地域	新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食 品の販売促進に向けた取組	問合せ先
1 ICS-net株式会社 (東京都)	食品原料WEBマッチングサービス 「シェアシマ」	食品メーカー（工場）が調達する食品原料分野において、webで商品情報が共有されることにより、今まで廃棄される選択肢しかなかった食品原料を新たに採っているユーザーとマッチングするビジネス	食品製造業、食品卸売業	全国	3月18日より期間限定プランを準備し、スポットでの商品掲載のハードルを下げています。未利用の食品を原料ベースで使用できる企業をマッチングします。 各種展示会が中止になっていることから、商品を検索するツールとしてアクセス数が急増しています。	【担当】 池 【電話番号】 03-3230-1239 【メール】 info@ics-net.com 【URL】 https://shareshima.com/
2 株式会社NTTドコモ (東京都)	食品ロス削減を目指すサービス ecobuy	消費/賞味期限が間近となった対象商品を購入した消費者にポイントを付与し、購入商品の期限間近になると通知やレシビ提案を行う社会貢献型アプリ	食品小売業	全国の加盟店を 開拓中（利用可能店舗は 商用サービス開始時に別途 お知らせ予定です。）	ecobuy対象商品の取り扱いのあるスーパー等 の小売店にて、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した消費/賞味期限間近のecobuy対象商品を購入して頂き、アプリから申請頂くことでecobuyポイントを獲得することができ、獲得したポイントは他社ポイントに交換して頂くことができます。 ※2020年夏頃サービス開始予定	【担当】 第二法人営業部 BtoBtoX推進担当 【メール】 ecobuy-flw- mi@nttdocomo.com

	企業名 (所在地)	ビジネス名	ビジネスの概要	本ビジネスの活用を 想定している業種	対象地域	新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食 品の販売促進に向けた取組	問合せ先
3	株式会社クラダシ (東京都)	社会貢献型 フードシェアリングプラットフォーム KURADASHI.jp	食品ロス削減への賛同メーカー様より協賛 価格で提供を受けた商品を消費者へ販売 し、売り上げの一部を社会貢献団体へと寄 付する社会貢献型フードシェアリングプ ラットフォーム	食品製造業、食品卸売 業、 食品小売業	全国	1) 飲食店のレストラン・マルシェ応援 飲食店店舗でのクラダシ商品の販売（飲食店の 販売チャネル化）を支援します 参考URL： https://www.kuradashi-mottainai.com/2020-04-24 2) 食品買い取ります企画 新型コロナウイルス感染症影響で長期在庫化し た加工食品をクラダシが買い取りオンラインで 再流通し、フードロスを削減します 3) 飲食店集客応援プロジェクト 飲食店の空き予約をクラダシが集客のお手伝い をし、飲食店への来店増加を支援します 参考URL： https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000057.000017141.html ※緊急事態宣言を受け3）のプロジェクトは現 在中止中/宣言解除後再度始動予定	【担当】 河村、柏木 【電話番号】 03-5333-2966 【メール】 info@kuradashi.jp 【URL】 https://www.kuradashi-mottainai.com/
4	Creation City Lab 株式会社 (神奈川県)	temite(テミテ)	顧客体験の促進をゲームの様に展開できる プラットフォーム。小売店や食品メーカー 等がアプリ掲載者となり、消費期限間近の 商品購入や販売期限限定パッケージの購入 等をタスクに設定し、アプリ利用者はその タスクをクリアする事によりリワードを獲 得することができる	食品製造業、食品小売 業、 外食産業、その他（通信 販売業）	全国	「協業・バックアップ施策」 現状が改善されない場合、ECを経由した流 通が増えると思いますが、temiteは企業や店 舗がユーザーへのタスク（課題）を自由に設定 できるので、実店舗への送客だけでなくECへ の送客も可能です。私たちは“EC販売したが それでも食品ロスになりそう”といったことを 回避するためのお手伝いが可能です。 この状況は1社の施策で解決できるような状況 ではなく、みんなで協力した施策が必要です。 ※各社の状況に合わせたコーディネートが可能 です。お気軽にご相談ください。	下記のURLの「お問い合わせ」よりご連絡ください。 https://temite.net/business/ ※お問い合わせが増えており、お打ち合わせまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

企業名 (所在地)	ビジネス名	ビジネスの概要	本ビジネスの活用を 想定している業種	対象地域	新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食 品の販売促進に向けた取組	問合せ先
5 株式会社コーキッキング (東京都)	フードシェアリングサービス 「TABETE」	予約客のキャンセルや悪天候による来客数の減少などの理由により、廃棄される恐れのある商品を抱える飲食店等と消費者をつなぎ、フードロス削減を目指すフードシェアリングのマッチングサービス	食品小売業、外食産業	首都圏から全 国へ拡大中	新型コロナウイルスの影響をうけ、苦境に立つ飲食店の応援のため、TABETEでは【お店もレスキュー！プロジェクト】を4月10日（金）より開始し、一時的な措置として以下の対応を実施しています。 ① レスキュー対象の範囲拡大 ② 680円の価格上限の一時廃止 ③ TABETE 展開エリア外の店舗の受け入れ 詳細は https://www.cocoking.co.jp/2020/04/20/862/ を参照してください。	【担当】上野 聡太 【メール】 ueno@cocoking.com
6 株式会社SynaBiz (東京都)	Otameshi	品質には問題はないが通常の流通が難しく時間の経過と共に処分されてしまう従来廃棄されていた商品を消費者がお得に購入でき、かつ購入者様が選んだ社会貢献活動団体に売上の一部を寄付できる社会貢献型ECショッピングサイト	食品製造業、食品卸売業、 食品小売業	全国	イベント中止や来店客の減少による過剰在庫でお困りの企業様向けに、在庫の一括買取サービスを強化いたします。 買い取った在庫は、巣ごもり需要が高まる当社会員向けに提供し、収益の一部はNPO等に寄付させていただきます。	【担当】執行役員 藤井 【電話番号】 070-1287-4725 （現在リモートにて対応中） 【メール】 atsushi.fuji@synabiz.com 【URL】 https://otame4.jp/
7 株式会社 ビューティフルスマイル (大阪府)	ロスゼロ	食品メーカーの規格外品・1/3ルールにより販路不足となる食品を買い取り、一般消費者や法人（定期購入含む）に、作り手のストーリーとともに届けるWEBプラットフォームを運営。またオフラインでは、規格外食材を当該地域で消費できる食事を開催	食品製造業、食品卸売業、 食品小売業、外食産業、 その他（JA、一次生産者）	全国	新型コロナウイルスの影響で発生した未利用食品を買い取り、サイト上で販売します。例えば、観光客用の土産物・休業休憩となったレストランや商業施設の食材、イベント用食品、ホワイトデー用菓子などです。未利用となった理・由も併記し消費者への理解を図っています。 【新型コロナウイルス対応】ロスゼロまとめ https://www.losszero.jp/html/page20.html	【担当】前川 【電話番号】 06-4708-7802 【メール】 Support@beautifulsmile.co.jp 【URL】 https://www.losszero.jp/

	企業名 (所在地)	ビジネス名	ビジネスの概要	本ビジネスの活用を 想定している業種	対象地域	新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食 品の販売促進に向けた取組	問合せ先
8	みなとく株式会社 (東京都)	No Food Loss	小売店において販売期限や季節限定/パッケージなどの理由からまだ食べられるのにやむなく捨てられてしまう商品がクーポン形式にて発行されお得なお買い物を楽しめるアプリ	食品小売業、食品製造業、食品卸売業、外食産業 (ホテル、飲食店)	全国	新型コロナウイルス感染症の影響から、食品ロスでお困りの事業者さま向けに、『3ヶ月間、利用料0円』で全てのサービスを提供します。	【担当】 沖杉 【電話番号】 03-6844-3450 【メール】 info@nofoodloss.com 【URL】 https://www.nofoodloss.com/
9	Render株式会社 (岐阜県)	割引・特売・詰め放題 シヨッピングサービス 「Render」	食品の生産・製造・販売に関わる傷モノや規格落ち品、B品、訳あり品などを販売時設定した連打ゲームにトライすることで「楽しく、おトク」を感じられる販売方法により今までにない新しい買い物の仕方を提供するwebシヨッピング	食品製造業、食品卸売業、食品小売業、その他 (農業・水産業)	全国	当社Renderのコンセプトである余剰品、滞留在庫、賞味期限間近などを訳あり品として提供できるブラットフォームで、スマホ1台あればリアルタイムに出品できるサービにより、今回のような新型コロナウイルスの影響で発生してしまってお悩み品を、売れた時の販売手数料1%のみでお使いいただけるように現在取り組んでいます。	【電話番号】 058-201-0444 【メール】 support@render.co.jp 【URL】 https://www.render.co.jp

〈応募様式〉 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売促進を図るビジネス

- ・現在、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、学校の休校、イベントの中止、飲食店の営業時間短縮等の影響により、未利用食品の発生が増加していると考えられます。
- ・このような中で、未利用食品の販売促進を図り、食品ロスの発生を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した未利用食品の販売促進を図るビジネスを、農林水産省HPに掲載し、未利用食品が発生している食品関連事業者等や消費者の皆様に周知しております。
- （食品関連事業者等や消費者が、掲載されたビジネスに興味を持った場合には、皆様に対して直接御連絡をいただきます）
- ・掲載を希望する場合は、以下の内容について御記入いただいた上で、（loss-non@maff.go.jp）までお送り下さい。

※応募いただいたビジネスは、趣旨に沿うものか、不適切な内容が記載されていないか等を確認の上で農林水産省にて掲載の可否を判断します。

【必要項目】

	①企業名 (所在地)	②ビジネス名	③ビジネスの概要	④本ビジネスの活用を 想定している業種	⑤対象地域	⑥新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食品の 販売促進に向けた取組	⑦問合せ先
記入 例：〇〇株式会社 （〇〇県） 注意 点	〇〇サービス 「〇〇〇〇」		(例) ~~~~と~~~が~~~するマッチング サイト	・未利用食品を有しているど のような業種が活用可能か記 載してください。 ・「食品製造業」「食品卸売 業」「食品小売業」「外食産 業」「農林漁業」「イベント 業」など該当するものを記載 してください。 ・業種によらず幅広く対象と しているのであれば、その旨 の記載をお願いします。	「全国」や、特 定の都道府県名 などを記載して ください。	(例1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生し た未利用食品について、サイト上に「特別コーナー」 を設けて販売しています。例えば、イベントの中止等 で発生した未利用食品などを掲載しています。 (URL) ~~~~~ (例2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生し た未利用食品の販売促進について積極的に御相談を受 けています。	電話番号、Eメール、貴社HPの問合せ フォームなど、関心を持った食品関連 事業者等が問合せを行う先を記載して ください。 (例) [担当] 〇〇部三浦 [電話番号] 00-0000-0000 [メール] aa@aaaaaa [URL] ~~~~.jp
1							

〈新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの情報提供の結果について〉（令和2年4月24日時点）

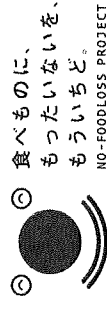
- ・農林水産省では、イベントや学校給食等で活用する予定であった未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに一斉に発信する取組を行っています。
- ・本取組を開始した令和2年3月4日以降、未利用食品の情報提供件数（全体）は66件（情報提供者数：15者）でした（令和2年4月24日時点）。
- ・このうちフードバンクに提供された件数は30件（約7,500kg）、調整中は29件です（同上）。

【フードバンクへの提供実績（公表可能なもののみ）】

提供者名（所在地）	提供先	提供品	提供月
栗糧開発株式会社（神奈川県）	フードバンク3団体	菓子類	2020年3月
株式会社加賀屋（宮城県）	フードバンク3団体	もち米、あずき	2020年3月
株式会社丸井スズキ（東京都）	フードバンク6団体	菓子類	2020年4月
デルタ航空会社	フードバンク10団体	飲料、菓子類	2020年4月
株式会社オッティ貿易（神奈川県）	フードバンク13団体	菓子類	2020年4月

（注）

- ・「情報提供件数（全体）」は、食品関連事業者等から登録のあった未利用食品の件数です。
（同じ商品で容量が異なるものなど別の項目として登録があれば、それぞれ1件とカウントしています）
- ・「情報提供者数」は、未利用食品の情報提供があった食品関連事業者等数です。
- ・「このうちフードバンクに提供された件数」には登録のあった全量のうちの一部が提供されたものも含まれます。



〈新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－〉

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、**学校給食向けに未利用の食品**を有効活用するため、**食品関連事業者等**に対して、

- ①フードバンクに寄附する際の輸配送費
 - ②再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費
- を支援します。

再公募中です！

【応募期間：4/1～5/15】
【事業対象期間：2/27～5/29】

★本事業の対象となる「一斉臨時休業」は…

- ・令和2年2月27日に政府が要請した全国一斉臨時休業
- ・令和2年4月以降に、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月7日改訂版）に基づき実施される臨時休業や学校運営上の工夫

4月以降の休校も対象です！

支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、学校設置者（都道府県・市町村）など

※フードバンク及び再生利用事業者は支援対象者ではありません。

支援の内容

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又は
フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接
寄附する際に必要となる輸配送費

【支援額】

輸配送費(右図①) (注1)

- ・車両の庸車により行うもの
定額（7,000円/t以内）
- ・小口配送便等により行うもの
定額（70円/kg以内）

休校により
未利用食品が
発生！

食品関連
事業者等

新たな販売先を探し、
可能な限り販売

どうしても販売が難しい場合
（賞味期限にあまり余裕がない等）

フードバンクへの寄附

食品関連
事業者等

輸配送費①
※1

フードバンク

福祉施設・
こども食堂等

（※1 フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際は、その輸配送費を支援）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品
を再生利用する際に必要となる輸配送費及び
再生利用事業者に対して支払う再生利用に係
る処理費

【支援額】

輸配送費(右図②) (注2)

- ・車両の庸車により行うもの
定額（7,000円/t以内）

再生利用に係る処理費(右図③) (注3)

定額（32円/kg以内）

飼料・肥料等への再生利用

食品関連
事業者等

輸配送費②
処理費③※2

再生利用
事業者

飼料・肥料等

農業者等

（※2 食品リサイクル法で定められている製品の原材料として再生利用されるものに限る）

（注1）フードバンクへの輸配送費について

- ・①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
- ・②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、こども食堂等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。

- ・事業実施主体からフードバンクに輸配送した後に、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外です。
- ・事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

（注2）再生利用事業者への輸配送費について：事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

（注3）再生利用に係る処理費について：事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。

農林水産省

支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業（表面参照）により発生する、**学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること**
（※）対象となる学校
国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）
- 令和2年2月27日（木）～5月29日（金）の間に、**有効活用（フードバンクへの寄附、再生利用）を行うもの**
- **対策ごとに次の要件を満たすこと**

1. フードバンク活用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

2. 再生利用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者、飼料、肥料等製品（※）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
 - （イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保や「1. フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。
- （※）再生利用の製品について
・以下の製品に再生利用する場合に補助対象となります。
飼料、肥料、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂、油脂製品、エタノール、メタン

応募方法

- ①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱の内容を
農林水産省ホームページで確認
- ②事業実施計画書を作成
（事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます。）
- ③応募期限までに、正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出
（原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可）

・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものが必要です。
・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

応募期間：令和2年4月1日（水）～5月15日（金）17時 必着

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

問い合わせ先：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（北別館6階ドアNo.北610）
電話番号：03-3502-8111（内線：4315）
FAX：03-6738-6552

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

ホームページ ↑詳細はホームページで御確認ください。 QRコードからもホームページを確認できます→

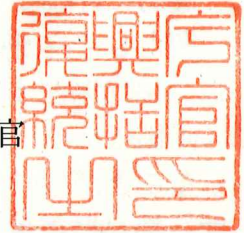


※このほか、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症に伴い食品関連事業者で発生する未利用食品に関する情報を集約し、全国のフードバンクに一斉に発信する取組を行っています。詳しくは、上記ホームページを御覧ください。

復 本 第 9 3 2 号
2 食 産 第 4 8 9 号
2 0 2 0 0 4 2 1 福局第2号
令 和 2 年 4 月 2 8 日

一般社団法人全日本コーヒー協会 会長 殿

復 興 庁 統 括 官



農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長



経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長



福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 78 条の 2 の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、令和元年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「令和元年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導、助言等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力をお願いする。

1 令和元年度調査の結果

令和元年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「令和元年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照いただきたい。

ア 重点的に調査した米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン及びヒラメの 6 品目では、出荷量が依然として回復していない。また、福島県産品と全国平均との価格差は

徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る価格の品目が多いことが分かった。

イ 福島県産品の取扱姿勢に対する納入業者と納入先の認識の齟齬については、前年度調査の結果について指導・助言通知を発出し、周知を行ったところ、今年度調査においてはやや改善傾向にあるが、引き続き認識の齟齬を解消するための取組が必要である。なお、モデル実証試験で、実際に納入先に対して福島県産品の取扱姿勢について確認したところ、認識の齟齬が存在していることが判明し、改善された例があった。

ウ 福島県産桃の最大の輸出先であるタイの小売店の多くは、福島県産桃について好意的に評価しており、消費者の多くも福島県産という認識はさほどないものの日本産として好意的に評価していた。

エ 福島県産水産物の価格は回復傾向にあり、魚種によっては「常磐もの」として高評価である一方で、漁獲量が十分でないことから量販店での取扱いが限定されていることが分かった。

オ 福島県産桃を贈答用として受け取ることにについて、送り手側の消費者は受け手側の消費者の意向を実際よりも後ろ向きに評価している傾向が見られた。また、福島県産桃の購買経験がある人の方がいない人よりも贈答意欲が高かった。

2 令和元年度調査の結果に基づく指導等

(1) 指導

貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて納入先に福島県産品の取扱意向を確認すること《イメージ図参照》。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

(2) 協力要請

現在、福島県では、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信している。また、今後、福島県産農産物等について積極的なマーケティングが求められている。このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において福島県産農産物等を積極的にPRする機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的な取扱いに協力いただきたい。
- 消費者の購買意欲を喚起するよう、福島県内の生産者等が行うマーケティング戦略に積極的に参画するとともに、福島県産農産物等のイメージの回復に協力いただきたい。
- 消費者に直接接する立場から、福島県内の生産者等が行うマーケティングにお

いて、対象とする品目、手法、売り先に関して相談に乗るよう協力いただきたい。

3 令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

令和2年度においても、令和2年度福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。

過剰に配慮 していませんか？

良いものを
紹介したいんですー

福島県産は
嫌がるかなあ

農水産物の取引で、納品先に配慮して福島県産を納品しない事例が報告されています。
しかし、取引先は、あなたが思っているほど福島県産であることを
気にしていないかもしれません。

福島県産は
〇〇なので、
おススメですよ！

まず
お取引先の
意向を確認
してみましょう

いいですね！
良い品は喜んで
お取引をしますよ！

関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、GAP 認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置されている。

このため、福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口にご相談し、効果的に活用いただきたい。

福島県農林水産業再生総合事業

【令和2年度予算額 4,660 (4,740) 百万円】

＜対策のポイント＞

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。

＜政策目標＞

福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復

＜事業の内容＞

1. 安全・安心を確保した売れる農林水産物づくり

- ① 安全で特徴的な農林水産物の生産に向けた取組
 - ア 第三者認証GAP等取得促進事業（交付率：定額）
生産者の第三者認証GAP等の取得を支援します。
 - イ 環境にやさしい農業拡大事業（交付率：定額、3/4以内、1/2以内）
有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大を支援します。
- ② 農林水産物の検査の推進
 - ア ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業（交付率：定額）
国のガイドライン等に基づく農林水産物等の放射性物質の検査を支援します。
 - イ ふくしまの恵み安全・安心推進事業（交付率：定額）
産地における放射性物質の自主検査と結果の公表を支援します。

2. 流通実態調査の実施、販路拡大に向けた取組

- ① 福島県産農産物等流通実態調査事業（委託）
農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査します。
- ② 販路拡大タイアップ事業（交付率：定額）
生産者の販路開拓等に必要の専門家による指導・助言を支援します。
- ③ 水産物競争力強化支援事業（交付率：定額、5/6以内）
水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化に向けた取組、新たな販路開拓を支援します。

3. 農産物等戦略的販売促進事業（交付率：定額）

量販店、オンラインストア、アンテナショップでの販売促進の取組、商談会の開催等を支援します。

＜事業イメージ＞

第三者認証GAP等取得促進事業（1①ア）

・第三者認証GAP等の取得経費
・研修会の開催
・GAP指導員の育成
・産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの運営 等

環境にやさしい農業拡大事業（1①イ）

・有機JAS認証の取得経費
・有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入
・商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等

農林水産物の検査の推進（1②）

・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR

福島県産農産物等流通実態調査事業（2①）

国による福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査

販路拡大タイアップ事業（2②）

生産者の販路開拓等に必要の専門家による指導・助言

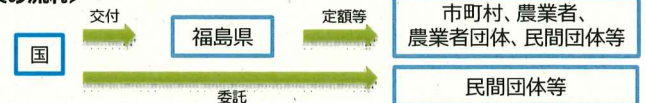
水産物競争力強化支援事業（2③）

・水産エコラベル認証の取得経費
・高鮮度流通の実証試験及びそれに必要な機器・設備の導入
・小売店、外食店への販路開拓
・認証水産物等のPR活動 等

農産物等戦略的販売促進事業（3）

・量販店での販売コーナーの設置、販売フェアの開催
・オンラインストアにおける特設ページの運営
・アンテナショップを活用した首都圏での販売促進
・商談会の開催 等

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-1856）

その他の販売促進等対策

- 1 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化
 - ① 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備
 - ② 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及
 - ③ 6次産業化の推進
 - ④ 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大
- 2 強い農林水産業のための基盤づくり
- 3 農山漁村の活性化
- 4 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がいまだ改善されない状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を整備している。

このため、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

- 1 農林水産省
食料産業局食品流通課 03-3502-8267 fukushima_soudan@maff.go.jp
- 2 復興庁
03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp
- 3 経済産業省
大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室
03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp
- 4 福島県
農林水産部農産物流通課 024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」とお伝えください。